

小松市立学校 P T A 連合会

こども保険だより

第6号

2014年4月1日発行



「小・中学生総合補償制度
ご加入のおすすめ」

会長 齋藤 浩

お子様のご入学、ご進級おめでとうございます。また、平素よりPTA活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、小・中学生総合補償制度も総合タイプを取り入れてから発足7年目を迎え、毎年約6000名近い会員の皆様にご加入をいただいております。昨年度は約300件、約650万余りの保険金給付(5日に4件)があり、会員の皆様の相互扶助を目的とした補償制度としてお役立て頂いております。

昨今、お子様の活動範囲がますます広がる中で、「ケガ、災害の補償」はもちろん「個人賠償責任補償」や「育児費用補償」、「病気の補償」、「地震・噴火・津波補償」、「携行品損害補償」もついた当制度は、団体契約による割安な掛金で、お子様とご家族に安心をお届けできるものと確信しております。

また、当制度の優れたシステムであります「簡単支払特急便」、「示談交渉サービス」の説明と、この時期によくいただく質問事項をQ&A形式で裏面に掲載いたしましたのでご参照ください。

ぜひこの機会にご加入されることをお勧めいたします。末筆ながら、お子様の健やかなご成長を心より祈念申し上げます。

保護者の皆様へ 平成26年度版

小松市立学校PTA連合会

小・中学生総合補償制度
ご案内

【こども総合保険+自転車総合保険】適用される割引率 約29%割引

部活動によるケガや自転車通学も補償!

大切なお子さまを補償期間(保険期間)中、
1日24時間補償します

24時間・年中無休の医療相談サービスが充実しています。

申込補償日	年間補償金支払開始日	補償(保険)期間
学校の提出日にご提出ください	平成26年6月27日(金)	平成26年5月8日(木) 午前0時から
		平成27年5月8日(金) 午後4時まで

一部ご加入されますと、中学卒業まで自動更新されますので毎年のお申込みも不要です。

電話に関するお問い合わせ先

小松市立学校PTA連合会・小・中学生総合補償制度事務局 株式会社 セーフティネット
TEL 076-220-6557 (受付時間 9:00~17:00 土、日、祝日、年末年始を除く)

お電話一本でスピーディーに保険金をお支払い

ケガによる入院・通院で5万円以下のご請求は、
電話による事故報告のみで保険金をお支払いします。

子どもが、ケガをしたけど
保険金の請求手続きって
面倒なのよね。
そうだ「簡単支払特急便」
に電話してみよう。



ハイ、AIUの
「簡単支払特急便」です。
さっそく保険金は、
ご指定口座にお振り込み
させていただきます。



ウウー!すごいわ~
こんなに簡単に
保険金がもらえるなんて
「簡単支払特急便」って、
便利だわ~



利用条件

- スクールサービスセンターで補償内容と本人確認ができ、制度掛金振替口座へ保険金支払が可能な契約であること。
 - 事故発生状況とケガの態様や程度および治療内容に整合性があり、お支払保険金が5万円以下であること。
 - 報告人がご両親のいずれかで、治療終了後のご報告であること。
 - 事故日から3か月を超えたご請求、または年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。
- ※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。

受付時間

月~金曜日 9:00~17:00 (土・日・祝日・12/30~1/4を除く)

これは便利！ 個人賠償責任補償の示談交渉サービス

個人賠償責任補償とは？

個人賠償責任補償とは、日常生活中にお子さまやそのご家族が、あやまって他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償費用や訴訟費用などをお支払する補償です。

【事故例】

- *自転車で歩行者に衝突し、ケガ・死亡させた。
- *子どもがケンカをして相手にケガをさせた。
- *子どもが友人宅のテレビにぶつかって壊した。
- *ベランダから落とした物が歩行者に当たった。
- *飼い犬が歩行人に噛み付いた。



たすかります！

示談交渉サービスとは？

賠償事故の際、ご自身が直接被害者と交渉しなければいけないところを、自分に代わって保険会社が相手と折衝してくれるサービスで、被害者との交渉や過失割合、損害賠償金、慰謝料の算定など全て一括してとり行ってくれます。



参考

一事故あたりの各プラン支払限度額

プラン	J	B・BW	A・AW	S・SW	V・VW
限度額	2,000万円	5,000万円	1億円	1億円	1億円

昨年、県内で自転車事故による5000万円超の高額賠償事故がおきてます。万一のためにおススメします。

こんな時どうするの？ よくある質問Q&A集

- Q1 現在加入しています。子どもが学校から「加入依頼書」を持って帰ってきました。再度記入する必要がありますか？
- A1 昨年度以前より口座引落しで当制度にご加入の方は、自動継続となっておりますので、お申込みの手続きの必要はございません。「空封筒で提出」に丸をつけ封筒のみご提出下さい。
- Q2 プランの変更は「加入依頼書」で出来ますか？または、電話で変更手続きできませんか？
- A2 「加入依頼書」は申込み専用用紙です。プラン等の登録内容を変更される場合は、3月にお届けの「継続のご案内」に同封の返信用はがきにてお手続きをして下さい。また電話での変更も出来ません。
- Q3 現在Sプランに加入しています。自転車によく乗るようになったので、補償を手厚くしたくJプランにも加入を検討しています。2つのプランに加入できますか？
- A3 ご加入いただけます。「加入依頼書」にてJプランでのお申込みをして下さい。
- Q4 例えばAプランとJプランを同時に申込み事は出来ますか？この場合1枚の加入依頼書でいいですか？
- A4 同時にお申込みいただけます。1プランにつき1枚ご記入ご捺印していただく必要がございます。今回の場合、AとJと2枚ご提出していただくこととなります。用紙が足りない場合は、取扱代理店までご連絡下さい。郵送いたします。
- Q5 この保険は1人が加入すると家族全員が補償対象になりますか？
- A5 いいえ、なりません。ただし「個人賠償責任補償」部分のみご家族全員(注)が補償の対象となります。(注)「家族」の範囲は、パンフレットの概要にてご確認ください。
- Q6 加入依頼書の「加入依頼者」と「扶養者」、同じなら記入しなくていいですか？
- A6 記入の必要はございません。ただし、扶養者欄右側の「続柄」は必ずご記入下さい。
- Q7 加入しないつもりで封筒を提出しましたが、やはり加入したいです。
- A7 取扱代理店まで直接郵送して下さい(4月30日取扱代理店必着)。加入依頼書がお手元に残っていない場合は、取扱代理店までご連絡下さい。加入依頼書をお送りいたします。

「加入依頼書」に不備があると、お手続きが遅れます。記入漏れ、捺印漏れのない様をお願いいたします。金融機関欄に間違いがございますと、保険料の振替が出来ず、開始日に遡り補償されない場合がございますので特にご注意ください。詳しい内容は、「パンフレット」又は「補償内容(概要)」でご確認ください。